

差引支払限度額に関する規則の一部改正について

1 差引支払限度額に関する規則（平成16年5月6日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p>（超過関係法人等限度額） 第4条（略） 2～5（略） <u>6 業務方法書第11条第1項に規定する資格取得申請者については、同第10条第3項の規定により当社が指定した期日の前日までDVP参加者とみなして、この条の第2項から前項までの規定を適用する。</u></p>	<p>（超過関係法人等限度額） 第4条（略） 2～5（略） （新設）</p>

2 附 則

この改正規定は、令和2年11月24日から施行する。ただし、機構が運営するシステムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和2年11月25日以後の当社が定める日から施行する。